役員等の報酬に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人祐愛会（以下「法人」という）の開催する次の

各号の一に該当する会議等に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規

程の定めるところによる。

（１）　法人の開催する理事会及び監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会

（２）　法人の開催する講習会、研修会等

（３）　その他理事長が認める事項

（役員等の報酬）

第２条　役員等の報酬の額は次の各号のとおりとする。

(１) 理事長手当　毎月￥100,000

（２）　理事、監事￥15,000

但し、監査を行った場合の監事の役員等の報酬の額は￥15,000

(３) 評議員￥15,000

(４) 評議員選任・解任委員￥15,000

（５）　講習会、研修会等の講師￥5,000～￥20,000

（６）　その他理事長が必要と認めた業務及び第三者委員会の報酬、１時間当たり￥1,000～

２　前項に掲げるものの他遠距離のため宿泊を必要とする場合は、旅費支給規程を適用する。但し、講師の費用は実費とする。

（召集出席者）

第2条　召集されて、理事会に出席する者についてもこの規程を適用する。

附　則

１．この規定は、平成１６年４月１日から施行する。

２．この規程の施行により、従来の費用弁償の額及び方法は廃止する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成１６年３月２６日理事会）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成１６年４月１日より施行）

附　則

１．この規程は、平成２４年１１月２７日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２４年１１月２７日理事会）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２４年１１月２７日より施行）

　第２条　（４）追加

附　則

１.　この規定は、平成２６年１月２３日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (平成２６年１月２３日理事会)

(平成２６年１月２３日より施行)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第２条　 (１) 追加

附　則

1.　この規定は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(平成２６年３月１９日理事会)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(平成２６年４月１日より施行)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第２条　（１）、（２）改正

1. この規定は、平成２９年３月９日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (平成２９年３月９日理事会)

　　(平成２９年３月９日より施行)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第２条　(４) 追加

1. この規定は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (平成２９年３月９日理事会)

（平成２９年４月１日より施行）

第２条　(３) 追加